

第5章 計画の推進



第1節 計画の推進体制



計画を確実に推進し、人と自然が調和した豊かな環境を守り育てて、未来に残すまちづくりを進めるためには、町民、事業者、各種団体、行政の積極的な参加・協力が必要です。

また、それぞれの団体は計画に基づいて取り組みを進めて行きますが、それぞれの取り組みには限界がありますので、各団体が相互に協働することにより、その輪を広げていくことができる体制に整備することが大切です。



第2節 環境の情報の共有化



計画を実効性を持って推進していくためには、各団体がそれぞれの役割のもとに環境情報を共有し、それぞれの取り組みに生かしていくことができる仕組みが必要です。

そのためには、それぞれの団体が自由に生きた情報、必要とされる環境情報が交換できる体制に整備することが大切です。



第3節 計画の進行管理



計画の進行管理にあたっては、計画に掲げた環境づくりの目標を実現するための施策の進捗状況を把握し、広報誌やホームページなどで公表します。

また、時代の変化に伴い社会情勢や、町民意識の変化に対応できるように、計画や事業を評価し、必要に応じて計画の見直しを実施します。その際、厚真町総合計画などとの調整を図り、さらに町民や厚真町環境対策町民会議の意見を踏まえて実施していきます。



第4節 財源の確保



望ましい環境の実現に向けた良好な環境の保全や保護を着実に進めるために、必要な財政的措置を図ります。また、国や道の補助事業の有効的な活用など財源確保に努めます。